号」に、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項」に改める。

一　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第一号ニ

二　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一項第五号ニ

三　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二条第一項第五号ニ

四　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第一条第二項第六号ニ

附　則

この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。ただし、改正規定中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める部分、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める部分及び「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項」に改める部分は、公布の日から施行する。

○法務省告示第四百九十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年九月二十九日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月二十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表中島合金株式会社の項中「機械加工」の下に「、鋳造」を加え、同表に次のように加える。

阿部幸製菓株式会社	新潟県小千谷市上ノ山四丁目八番十六号	菓子製造

○法務省告示第四百九十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年九月二十九日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月二十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

株式会社ニフコ山形	山形県山形市清住町二丁目三番一号	プラスチック成形

○総務省告示第三百二十六号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の四十八第二項の規定に基づき、同項に規定する登録検定機関として登録した一般財団法人日本消防設備安全センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十七年九月二十九日

総務大臣　山本　早苗

一　変更後の代表者の氏名　原田　正司

二　変更の日　平成二十七年八月一日

○消防庁告示第十三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した一般財団法人日本消防設備安全センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十七年九月二十九日

消防庁長官　佐々木敦朗

一　変更後の代表者の氏名　原田　正司

二　変更の日　平成二十七年八月一日

告　示

○法務省告示第四百九十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月二十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社山本プレス製作所	東京都板橋区前野町二丁目二番七号	金属プレス加工
吉田精工株式会社	山梨県富士吉田市下吉田東二丁目九番十号	機械加工
竜王金属株式会社	香川県丸亀市川西町北千七百番地	工場板金

○法務省告示第四百九十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年七月二十六日法務省告示第三百四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月二十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社テイン	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町三千五百十五番地四	機械加工

○法務省告示第四百九十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年七月二十六日法務省告示第三百四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月二十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社木浪鉄筋工業	北海道札幌市西区発寒十四条二丁目一番二十四号	鉄筋施工
ビップ株式会社	静岡県袋井市中新田四百五十八番地	鉄筋施工
株式会社大隅工業	福岡県福岡市南区鶴田三丁目二十一番十九号	鉄筋施工

○外務省告示第三百三十二号

平成二十七年九月八日及び同月九日にキャンベラで、被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の適用に関する次の口上書の交換がオーストラリア政府との間で行われた。

平成二十七年九月二十九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

（在オーストラリア日本国大使館からオーストラリア外務貿易省宛ての口上書）

（訳文）

Ｎ１５－０５６

口上書

在オーストラリア日本国大使館は、オーストラリア外務貿易省に敬意を表するとともに、二千九年一月一日に効力を生じた社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「協定」という。）及び二千十五年十月一日に施行される日本国の年金制度に関する法律の改正（以下「日本国の法律の改正」という。）に言及する光栄を有する。

在オーストラリア日本国大使館は、日本国政府に代わって、オーストラリア外務貿易省に対して、日本国の法律の改正によって、二千十五年十月一日以後、厚生年金保険が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等に適用され、各共済年金の職域加算年金が同日に廃止され、同日以後、当該職域加算年金の廃止を踏まえて経過措置が講ぜられ、及び同日以後、同日に導入される退職等年金給付（以下「退職等年金給付」という。）が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等の付加的な年金として支給されることを通報する光栄を有する。